

各学校長 様

仙台市交通事業管理者 加藤 俊憲  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応に係る通学定期券の販売取扱いについて (通知)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より交通事業につきまして、格段のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校等の影響を踏まえ、通学定期券の発行に関して下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、下記取扱いをご了知の上、市バス・地下鉄を利用して貴校に通学する学生・生徒及び保護者の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

新型コロナウイルスの感染症対策に伴う臨時休校の対象となった区分の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校）の児童・生徒。

※大学生相当（大学、短大、専門学校等）の学生は対象外となります。

2. 通学定期券販売の取扱い

通常の特応	今回の特応措置
・新規購入時 (※払い戻し後、初回購入時を含む) 通学証明書が必要 ・継続購入時 学生証で購入可 (ただし年度初回の購入時は通学証明書が必要)	・新規、継続を問わず、学生証又は生徒手帳の提示により 1、3、6 ヶ月定期券を <u>購入可能とする。</u>

3. 注意事項

- ・本取扱いは、宮城交通・ミヤコーバス・JR 線・仙台空港アクセス線との連絡通学定期券を除きます。
- ・本取扱いにより、学生証又は生徒手帳の提示により購入したお客様は、次回更新時に通学証明書の提出が必要です。
- ・学生証・生徒手帳の有効期間が過ぎている場合は、通学証明書の提出が必要です。(有効期間の記載がない場合は発行年月日の年度の末日までを有効な期間とみなします)
- ・入学式やオリエンテーション前で学生証・生徒手帳をお持ちでない新入生の方は、従来通り、合格通知書又は入学許可証と自宅住所を確認できる証明書の提示により、1 ヶ月定期券のみ購入できます (次回更新時に通学証明書が必要です)。

4. 取扱い期間

- ・令和 2 年 3 月 24 日～令和 2 年 4 月 30 日